

第80回国民スポーツ大会五戸町識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ(以下「あおもり国スポ」という。)において、本町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード(カードケースを含む。)
- (2) 装飾品(帽子及びジャンパー又はベストをいう。)
- (3) その他あおもり国スポの運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、ADカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1)大会役員
- (2)競技会役員
- (3)競技役員
- (4)競技補助員
- (5)競技会係員
- (6)競技会補助員
- (7)選手、監督、大会関係者
- (8)視察員、報道員
- (9)その他青の煌めきあおもり国スポ五戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、あおもり国スポに従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

本町開催競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、実行委員会が

必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。なお、その場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 その他

- (1) 本町で開催する競技別リハーサル大会における識別用品整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、識別用品整備の実施について必要な事項は、別に定める。